平成２３年（フ）第１２２号
金沢市東山２丁目７番６号、従前の住所金沢市彦三町１丁目９番53号
債務者　小塩　　禎
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４２号
金沢市八日市１丁目19番地５
債務者　茶畠　雅子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１５２号
金沢市泉本町６丁目62番地　信開ドムス泉本町・205号
債務者　服部由里子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１１３号
山梨県南アルプス市十日市場801番地　リゾート小宮山Ｂ－３
債務者　山下　栄子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
山梨県甲斐市富竹新田388番地１　新津住宅南号
債務者　斉藤みゆき
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
山梨県甲府市里吉３－７－32レオパレスＣＯＣＯＮ213号室、住民票上の住所静岡県御殿場市新橋774番地の２　レオパレスコンフォールⅡ102
債務者　舘　　公祐
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
山梨県北杜市高根町藏原316番地
債務者　荻　　理子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
長野県松本市大字島内4621番地12
債務者　関谷富美雄
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第９４号
長野県松本市高宮中８番24号　県営住宅18号
債務者　小市知恵美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１９６号
岐阜市黒野南３丁目５番地　長屋マンション301号室
債務者　松葉　光行
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１９７号
岐阜県瑞穂市古橋1157―３　メープルタウンＢ202、住民票上の住所岐阜県大垣市笠木町326番地１　ライフステージ赤池Ｈ
債務者　岩尾　未来
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６９２号
名古屋市守山区大屋敷３番10号　コーポ春日203号
債務者　渡邊　　徹
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５２号
名古屋市港区名港２丁目11番13号　ノワール築地804号
債務者　浅野　常喜
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８４号
名古屋市北区楠２丁目119番地　市営中あじま荘６棟409号
債務者　加藤　幸恵（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７号
三重県名張市梅が丘北２番町10番地
債務者　尾﨑　末春
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第４１号
三重県名張市美旗町池の台東75番地
債務者　市川美由紀
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１０３号
大津市横木２丁目13番８号
債務者　戸井　初美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大津地方裁判所民事部